

令和6年2月8日

各 位

奈良県吉野郡上北山村 住民課

## 「住民税均等割のみ課税世帯（10万円）」への臨時特別給付金の支給案内について

対象世帯（令和5年12月1日（基準日）本村に住民登録がある世帯）

- （1）令和5年度住民税均等割のみが課税されている者だけで構成される世帯
- （2）令和5年度住民税均等割のみが課税されている者と非課税の者で構成される世帯

※ 但し、令和5年度奈良県上北山村電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金の支給を受けた世帯は支給要件を満たさないものとする。

※ 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約の免除の適用の届出により住民税均等割が課税されていない者を含む世帯は支給要件を満たさないものとする。

## 支給額 1世帯当たり 10万円

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯へ、2月7日（水）以降に「**住民税均等割臨時特別給付金 支給要件確認書**」を発送します。

2月7日（水）以降「**支給要件確認書**」発送の内容

- ①支給要件確認書 → ご確認、振込口座等ご記入のうえ、2月26日（月）までに返信用封筒にて返送ください。  
令和6年3月6日（水）以降に10万円を振り込む予定です。

※受給を辞退される場合は、支給要件確認書の給付金を受給しない欄にチェックを入れ、氏名、確認日、電話番号をご記入の上、令和6年2月26日（月）までに返送が必要です。

その他

- 令和5年6月2日以降に令和5年度の住民税に係る修正申告をされた方は支給要件を満たさない場合があるため、課税状況を確認させていただきますので、下記までご連絡下さい。
- 物価高騰対応支援給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、課税及び差し押さえの対象となりません。

問い合わせ先  
奈良県吉野郡上北山村 住民課  
電話番号：07468-3-0223  
受付時間：平日9時から17時まで